

---

栃木県シルバー人材センター連合会

# 事業推進計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

---

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会

令和6(2024)年3月

# 計画策定にあたって

現在、我が国では、人口の減少、少子高齢化が急速に進展し、総務省統計局の2023年9月15日公表の推計では65歳以上の人口は3,623万人、総人口に占める65歳以上の割合は29.1%と過去最高を更新し、2040年には34.1%、2045年には36.1%になると見込まれ、少子高齢化の進展に伴う、労働者人口の減少への対策が大きな課題となっております。

そうした中、健康で就業意欲に満ちた高齢者に対し、地域に密着し組織的に提供するシルバー人材センターへの期待と役割は益々大きくなってきており、これらの期待に応え、しっかりと役割を果たしていくことが、シルバー人材センターの存在価値と社会的評価を高めていくことに繋がるものと考えております。

栃木県シルバー人材センター連合は、平成8年度に制定された「シルバー人材センター連合制度」により、県下25市町に設置されたシルバー人材センターと栃木県シルバー人材センター連合会を構成員とする連合組織として、これまで「第1期中長期計画」「第2期中長期計画（前期）」及び「第2期中長期計画（後期）」を策定し、各計画に基づき、シルバー人材センター事業の拡充、発展に向けた事業を計画的に展開してきたところです。

しかしながら、社会情勢の変化、国の施策や関係法令の改正等によりシルバー人材センターを取り巻く状況は年々変化しており、また、組織の根幹である会員数の減少や高齢化の進展、就業意識の変化など、シルバー人材センターの抱える喫緊の課題も山積しております。

このため、当連合会では、令和6年度を初年度とし、令和10年度までの5年間の推進期間とした新たな「事業推進計画」を策定したところです。

本事業推進計画では、現状や課題について検証し、「会員拡大への対応」、「就業機会の拡大」、「デジタル技術の活用」、「センター運営体制の強化」に重点を置き、これらの課題に真摯に取り組むための具体的な施策を掲げています。

今後は、本事業推進計画に基づき、各シルバー人材センターとともに高齢者の就業支援を通じて地域の活性化に尽力してまいります。

今後とも、引き続き関係各位の格別の御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

公益財団法人  
栃木県シルバー人材センター連合会  
理事長 鈴木 正人

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画期間 .....	1
<b>第2章 シルバー人材センターを取り巻く社会情勢の変化</b> .....	2
1 高齢化の進展 .....	2
2 高齢者就労環境の整備 .....	3
3 高齢者の就業状況 .....	4
<b>第3章 第2期中長期計画の検証</b> .....	6
1 会員数 .....	6
2 契約金額 .....	7
<b>第4章 シルバー人材センターの現状と課題</b> .....	8
1 会員の拡大 .....	8
2 就業機会の拡大 .....	9
3 安全・適正就業の徹底 .....	10
4 デジタル化の推進 .....	11
5 センター運営体制の強化 .....	12
<b>第5章 事業推進計画の取組</b> .....	13
取組1 会員の拡大 .....	13
取組2 就業機会の拡大 .....	14
取組3 安全・適正就業の徹底 .....	14
取組4 デジタル化の推進 .....	15
取組5 センター運営体制の強化 .....	15

---

## 〔資料編〕

- 栃木県の人口と高齢化率の推移
- 栃木県シルバー人材センター事業実績一覧
- 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会  
    次期計画検討委員会設置要綱・次期計画検討委員会委員

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

人口減少、少子高齢化が進展し、労働力不足が深刻化する中、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下「高年齢者雇用安定法」という。）改正等により高年齢者が活躍できる環境の整備が進み、高齢者の一層の活躍が期待されている。

そのような中、高齢者に地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するシルバー人材センター（以下「センター」という。）の担う役割は、益々大きくなっている。

また、シルバー人材センターは、地域での就業を通じて高齢者の生きがいの充実と福祉の増進に資するとともに、高齢者の生きがいと地域のニーズを繋ぎ、社会参加を促進するなど、高齢者の活躍の場を増やし、生涯現役社会の実現に向けて大きく貢献している。

栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）では、県下 25 市町シルバー人材センターの抱える課題解決に向けた対応や円滑な事業運営の指針として、平成 31(2019)年度から令和 5(2023)年度までの 5 年間で展望した第 2 期中長期計画を策定し、連合会が担うシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の基本方針を明らかにし、各種事業に取り組んできたところである。

本計画は、第 2 期中長期計画の検証を踏まえ、各センターや高齢者を取り巻く就業等、社会状況の変化に適切な対応しつつ、連合会として、シルバー事業に期待される役割を果たすため、今後の取り組むべき方向性と事業内容を明らかにすることを目的に策定する。

## 2 計画期間

令和 6(2024)年度から令和 10(2028)年度までの 5 年間とする。

## 第2章 シルバー人材センターを取り巻く社会情勢の変化

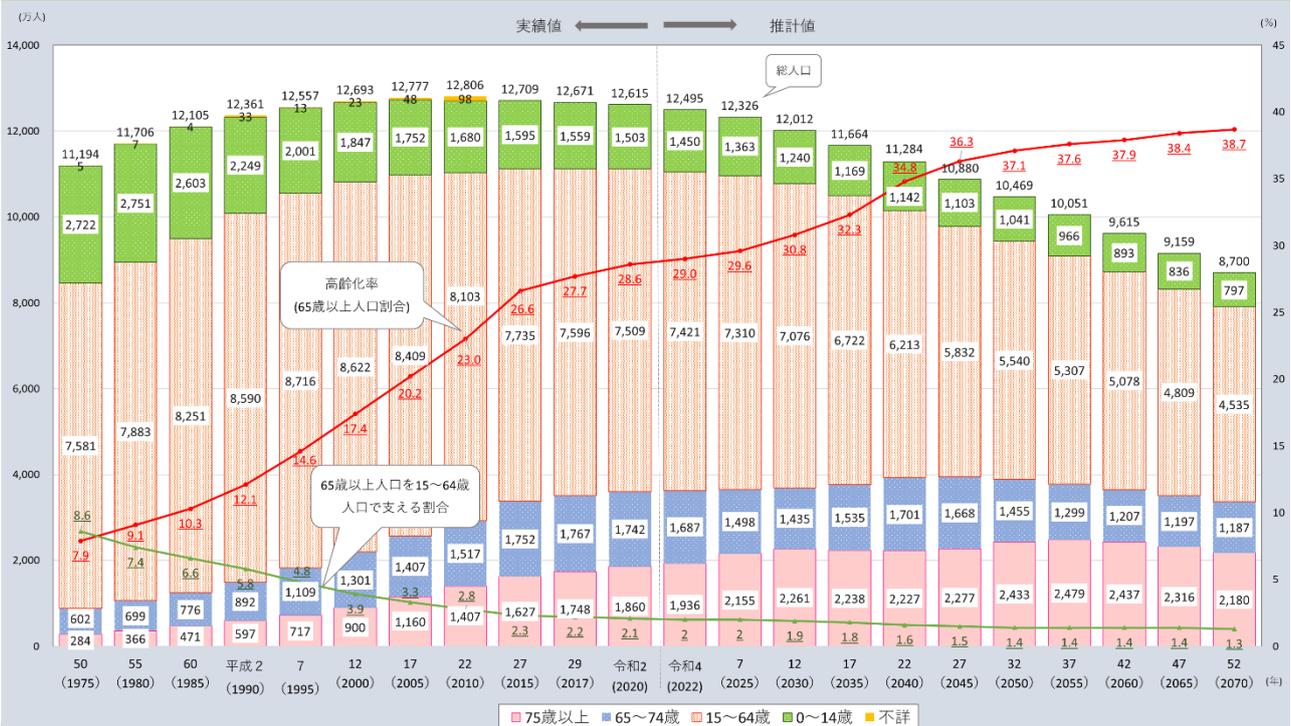
### 1 高齢化の進展

我が国は少子高齢化が進み、令和4(2022)年10月1日時点の総人口は1億2,495万人、その内の65歳以上の高齢者は3,624万人となり、65歳以上の人口割合(高齢化率)は29.0%と過去最高であった。

高齢社会白書によると、令和7(2025)年には高齢化率29.6%、令和27(2045)年には36.3%、総人口が8,700万人となる令和52(2070)年には38.7%に達し、国民の約2.6人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計されている。

また、栃木県においても同様の傾向であり、令和4(2022)年の県内総人口は1,909千人、その内の65歳以上の高齢者は572千人で、高齢化率は30.0%であった。また、令和7(2025)年には31.2%、令和27(2045)年には38.6%にまで達すると予想され、高齢化率が全国平均より高い状況にある。

高齢化の推移と将来設計



資料：棒グラフと実績の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」(2015年及び2020年是不詳補充値による。)、2022年は総務省

「人口推計」(令和4年10月1日現在(推定値))、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注1) 2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補充値によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」(不詳補充値)の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補充結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には(注2)における沖縄県の一部の人口を不詳に含めないものとする。

(注2) 沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

(注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向・趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

(注4) 四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

(内閣府「令和5年版高齢社会白書」より)

### 高齢化率の推移(全国と栃木県)

	令和 4(2022)年			令和 7(2025)年	令和 27(2045)年
	総人口	65 歳以上	高齢化率	高齢化率	高齢化率
全 国	124,947 千人	36,236 千人	29.0%	29.6%	36.3%
栃木県	1,909 千人	572 千人	30.0%	31.2%	38.6%

資料: 令和 4 年は総務省「人口推計」

令和 7 年及び令和 27 年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023)年推計)」

## 2 高齢者就労環境の整備

人口減少や少子高齢化による労働力不足、年金の財源確保、年金支給開始年齢の引き上げなどを背景に、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備が進められている。また、雇用保険法や労働者派遣法の改正など法制度の整備も進められ、高齢者の就業率は年々増加傾向にある。

### <関係法令等の一部改正>

#### ●高年齢者雇用安定法の改正～70 歳までの就業機会確保～（令和 3 年 4 月 1 日施行）

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、事業主は、高年齢者就業確保措置として、次のいずれかを講ずることが努力義務化された。

（第 10 条の 2 新設）

- ア 70 歳までの定年の引上げ
- イ 定年制の廃止
- ウ 70 歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- エ 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- オ 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
  - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
  - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

#### ●年金制度の改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）

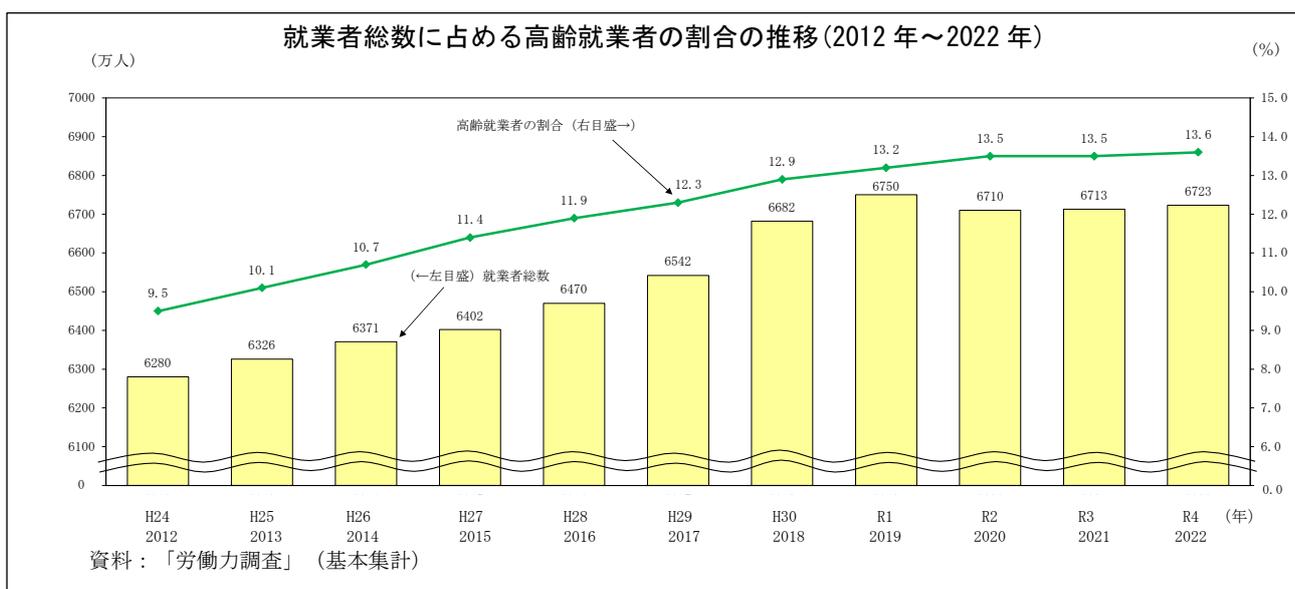
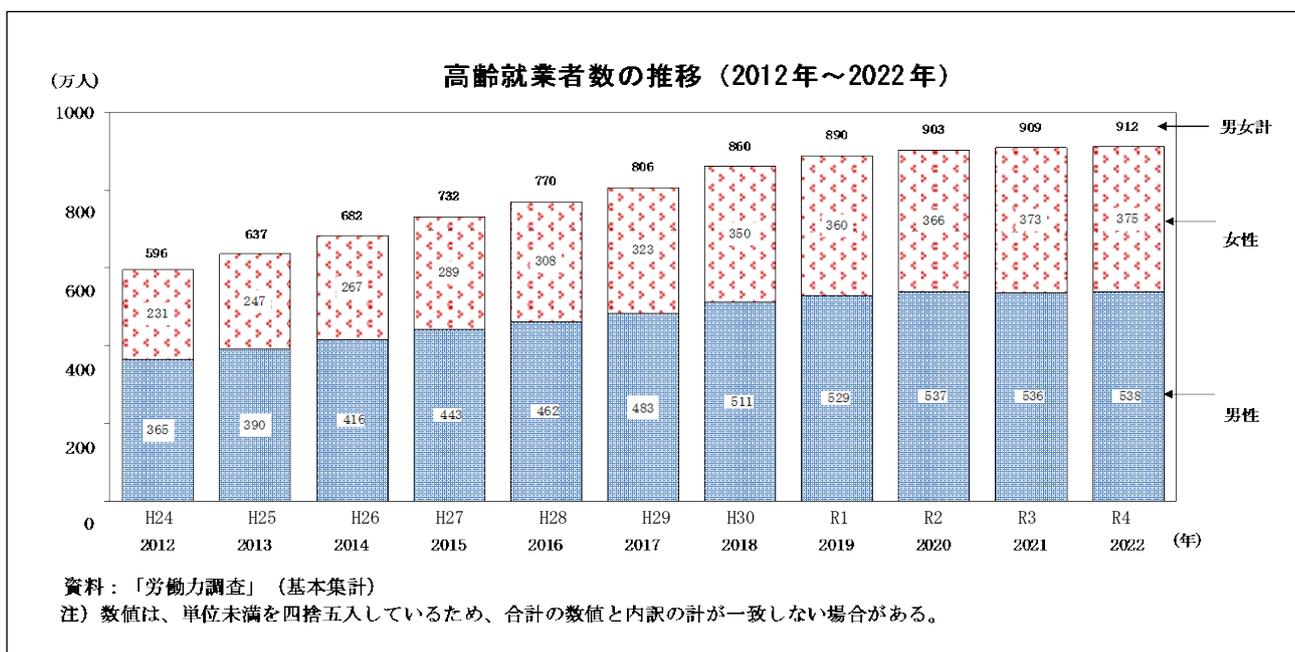
「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が施行され、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、在職中の年金受給の在り方の見直し、受給開始時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し等の措置を講じられた。

- ・受給開始時期の選択肢の拡大【国民年金法、厚生年金保険法等】  
（年金受給開始時期の選択肢を「60 歳から 70 歳の間」から「60 歳から 75 歳の間」に拡大）
- ・在職中の年金受給の在り方見直し【厚生年金保険法】  
（在職中の高齢厚生年金受給者（65 歳以上）の年金額を毎年定時に改定等）
- ・被用者保険の適用拡大【厚生年金保険法、健康保険法等】
- ・確定拠出年金の加入可能年齢引上げ等要件の見直し【確定拠出年金法等】他

### 3 高齢者の就業状況

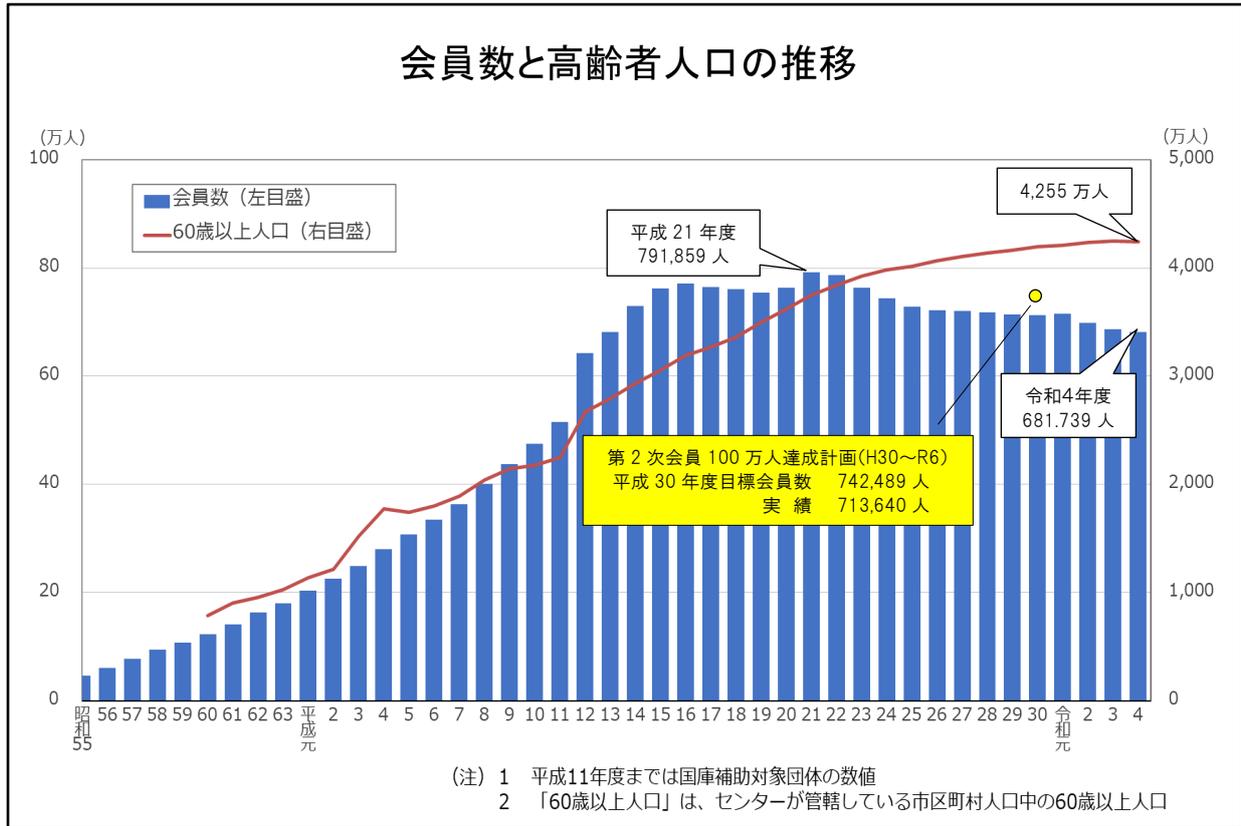
65歳以上の高齢就業者数(※)は、平成16(2004)年以降、19年連続で増加し、令和4(2022)年は912万人と過去最多となり、就業者総数6,723万人に占める高齢就業者の割合は13.6%と過去最高となった。また、令和4(2022)年の65歳以上人口に占める高齢者の就業率は25.2%と前年より0.1ポイント上昇し、年齢階級別では、65～69歳は50.8%、70～74歳は33.5%と、いずれも過去最高の就業率となっている。

(※) 高齢就業者とは、65歳以上で月末1週間に収入を伴う仕事を1時間以上した者、又は月末1週間に仕事を休んでいた者



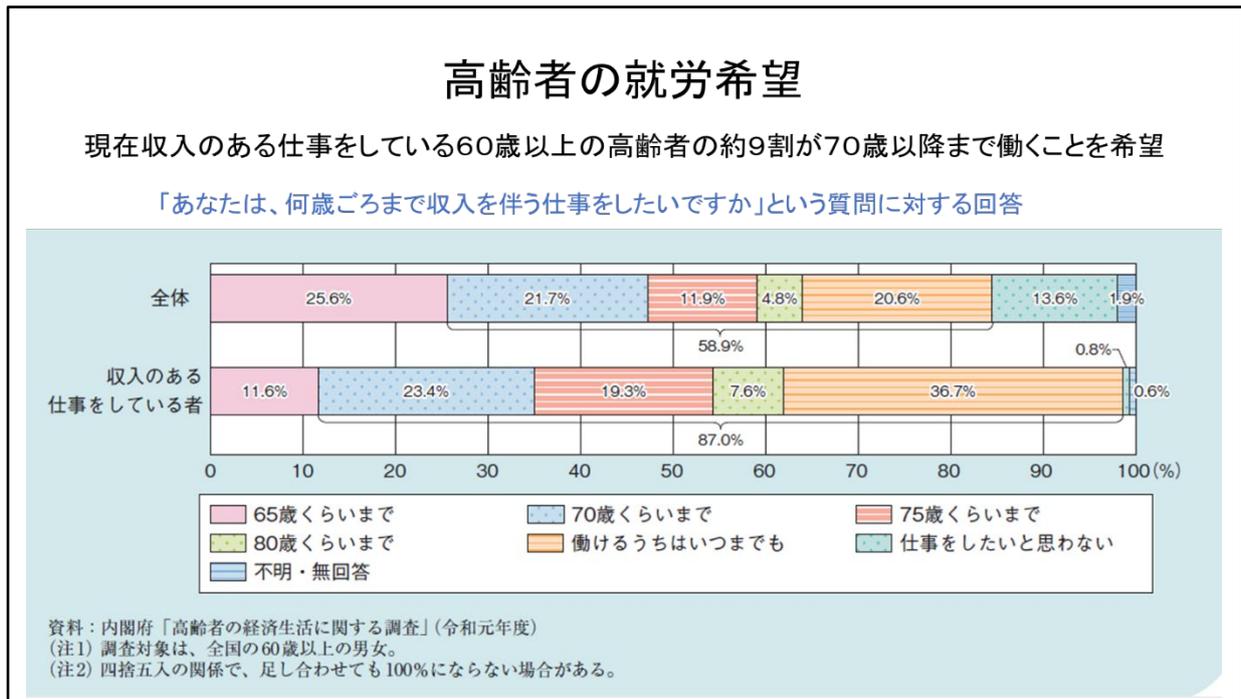
(上記2グラフ：総務省統計トピックスNo.138「統計からみた我が国の高齢者」R5.9.7より)

(参考 1) 全国のシルバー人材センター会員数と高齢者人口の推移



(資料出所) 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 (令和5年10月)

(参考 2) 高齢者の就労希望の状況



(資料出所) 内閣府「令和3年度版高齢社会白書」(令和3年6月)

## 第3章 第2期中長期計画の検証

### 1 会員数

全国のセンターにおいては、全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)が平成30(2018)年に策定した「第2次会員100万人達成計画」により、会員拡大の取組を強化してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、会員数が下げ止まらない状況であることから、令和4(2022)年度から目標値の見直しを行い、当面、コロナ前の水準(令和元(2019)年度数値)の会員数に回復させることを目標とし、会員拡大に取り組んでいるところである。

栃木県では、令和元(2019)年度目標会員数を10,644人と設定したところ実績は9,656人であり、令和4(2022)年度において当初目標値の12,341人を9,810人に見直したが、実績は8,814人となり、見直し後の目標値をさらに100人程度下回った。

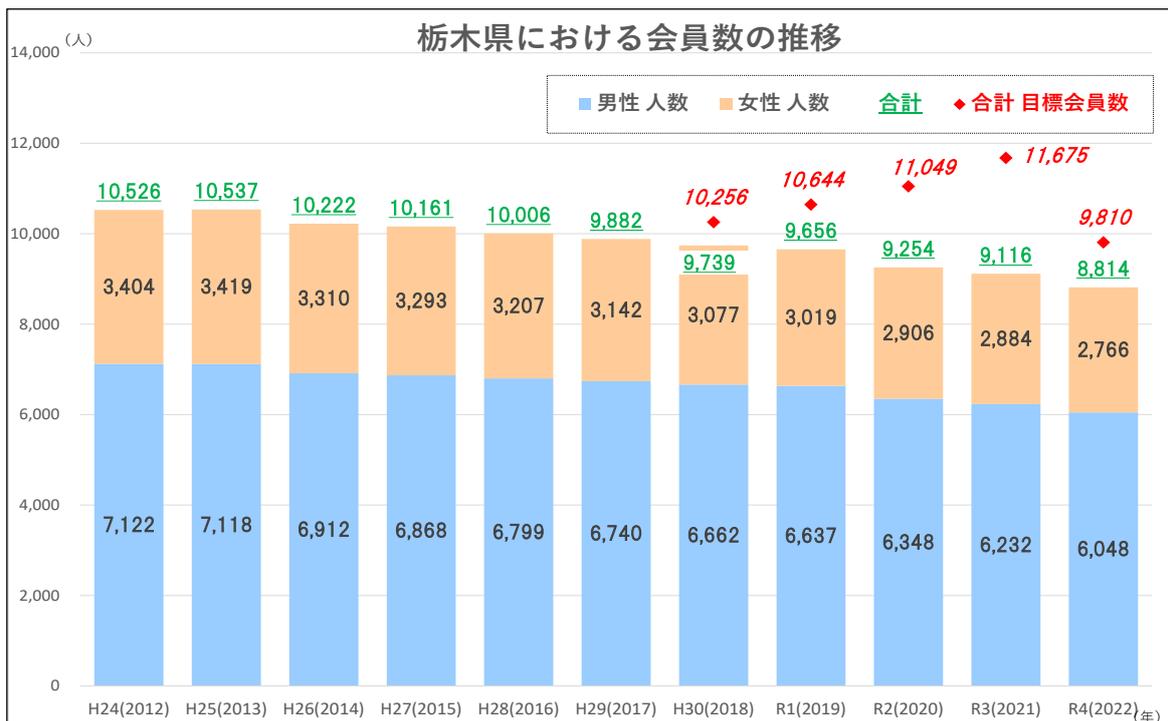
その理由としては、コロナ感染拡大のほか、定年年齢の延長や70歳までの就業確保措置の努力義務化など高年齢者に係る就業環境の整備が進んできたことにより、会員数の減少に繋がったものと考えられる。

#### 栃木県の会員数

(単位：人)

年 度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
目標会員数 (見直し後の目標会員数)	10,256	10,644	11,049	11,675	12,341 (9,810)	13,042 (9,657)
実 績	9,739	9,656	9,254	9,116	8,814	—

※目標数は全シ協「第2次会員100万人達成計画」における目標数で、令和元年度から令和5年度までは連合会第2期中長期計画における目標数を兼ねる。



## 2 契約金額

第2期中長期計画では、平成29(2017)年度の請負・委託契約額46.3億円、派遣契約額4.8億円で、平成30(2018)年12月時点に、前年比の伸び率・会員の動向や施策等を基に目標額を算出し、5年後の令和5(2023)年度目標契約額は、請負・委託契約額48億円、派遣契約額12億円、総額60億円を設定した。

しかしながら、令和元(2019)年度には、前年度契約額51.9億円を下回る50.9億円となり、以降、47億円台という状況が続いている。

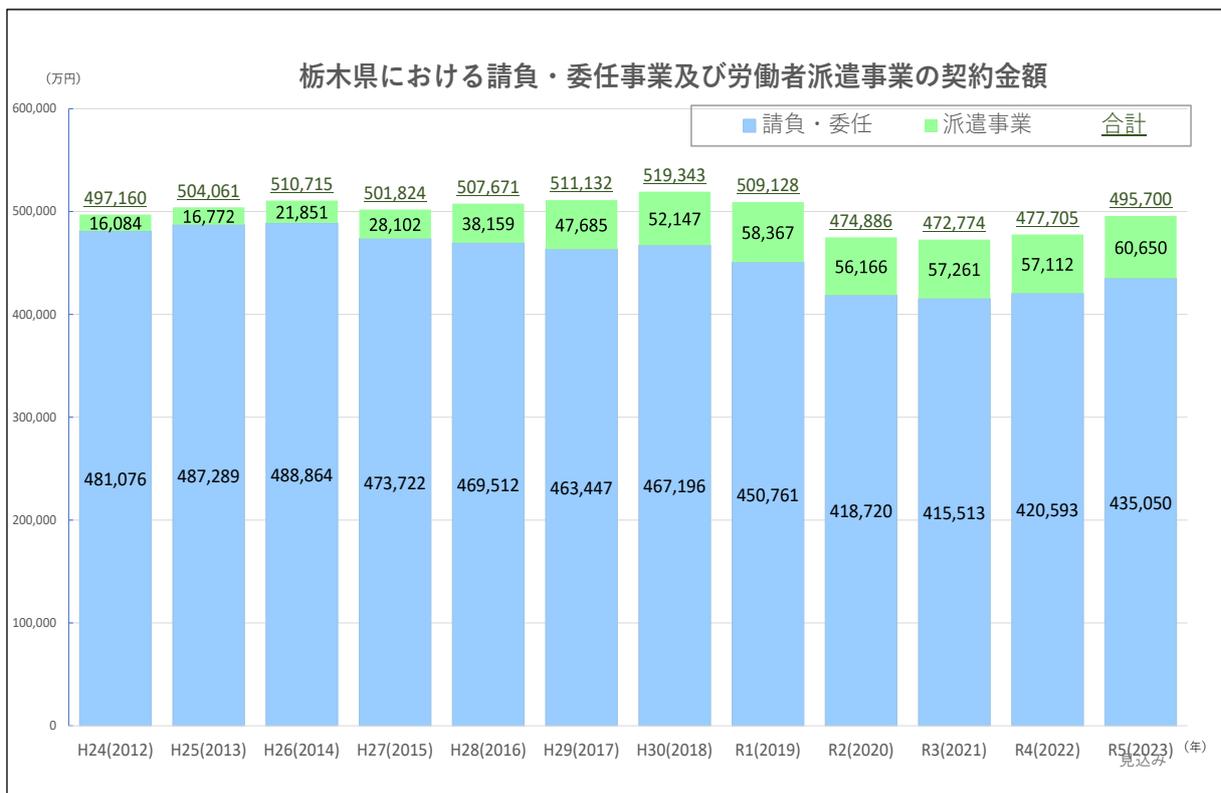
その理由としては、会員数同様、コロナ感染拡大や就業確保措置の影響と考えられ、令和5(2023)年度においては、契約額が約49.6億円の見込みで、令和元(2019)年度のコロナ前水準に近づきつつある。

### 栃木県の契約金額

(単位：万円)

年 度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
目標金額	517,900	529,400	541,500	560,200	580,000	600,900
実 績	519,343	509,128	474,886	472,774	477,705	495,700 <sup>見込</sup>

※令和元年度から令和5年度までは連合会第2期中長期計画における目標契約金額



## 第4章 シルバー人材センターの現状と課題

### 1 会員の拡大

#### (1) 現状

##### ア 入会者の減少

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新規入会者数は令和2(2020)年度において大きく減少したが、令和3(2021)年度には増加に転じ、令和4(2022)年度においても上昇はしたものの、いまだコロナ前水準の入会者数には戻っていない。

また、高齢者雇用安定法の改正に伴い、定年年齢の延長や70歳までの就業確保措置の努力義務化等、高齢者の就業環境の整備を背景として、新規入会者が減少している。

##### イ 退会者の増加

コロナ禍においては、感染リスクの高い就業の見合わせや感染への不安を理由に退会する会員が多かったが、近年では、加齢や病気、死亡など高齢化や健康面を理由とした退会や、「希望する仕事がない」、「就業機会がない」などといった理由により退会する会員が増加している。

#### (2) 課題

##### ア 新規入会者の拡大

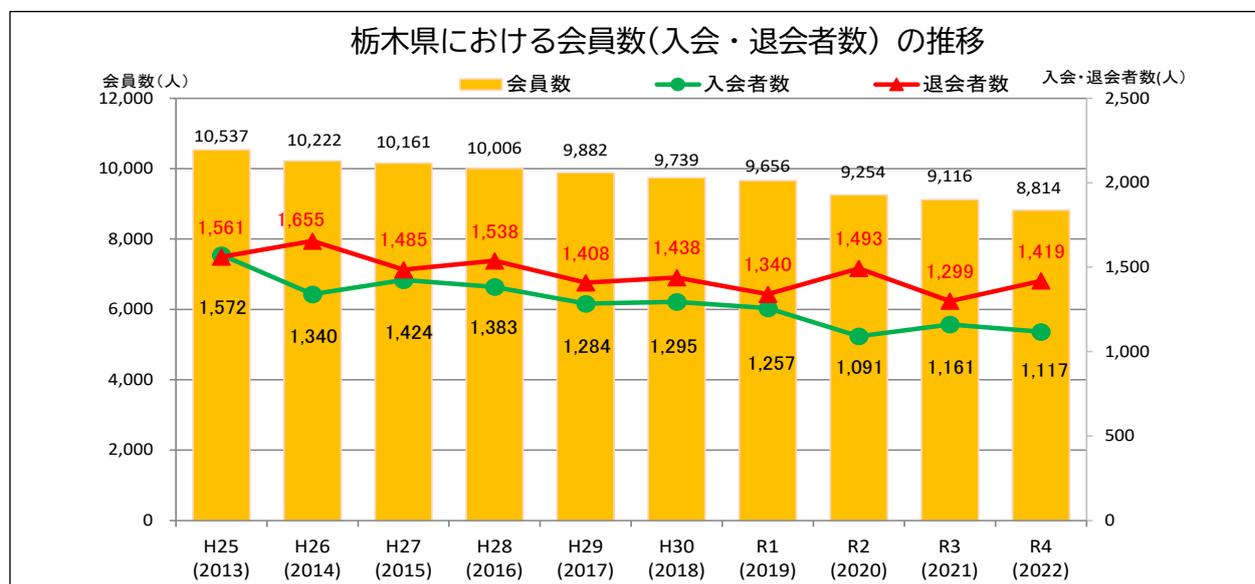
県内では、平成26(2014)年度以降会員数の減少が続いてきたが、令和5(2023)年度においては特に女性会員の増加傾向で回復の兆しがみえているものの、さらに新規会員の確保に向けた対策強化が必須である。

##### イ 退会者の抑制

高齢な会員への対策やセンターへの会員の満足度向上により、退会を抑制することが必要である。

##### ウ 魅力あるセンターづくりの支援

会員同士の仲間づくりや加齢に伴う運動能力等に不安のある会員の就業機会、独自事業の充実を支援し、新規会員の入会促進及び会員の退会抑制に繋げることが必要である。



## 2 就業機会の拡大

### (1) 現状

#### ア 会員就業ニーズの多様化

会員の就業率は、高年齢者の雇用状況の変化の影響に加え、会員の就業ニーズの多様化やミスマッチなどにより就業率が低下傾向にある。

#### イ 会員減及び高齢化による仕事の減

会員数の減少により、受注の制限や対応分野が縮小している。また、会員の高齢化に伴い就業できる業種が縮小している。

項目 \ 年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)
就業率(全体)	89.6	86.8	86.6	87.1	85.5
(請負・委任)	84.0	81.6	80.7	80.6	81.1
(派遣)	63.2	73.7	66.4	68.2	64.0

### (2) 課題

#### ア 多様なニーズに対応した就業機会の開拓

##### (7) ニーズに対応した就業機会の開拓

ホワイトカラー層の事務系職種や就業未経験者でも従事しやすい仕事の開拓が必要である。また、会員の多様な就業ニーズに対応するため、会員や企業、地域等のニーズを把握調整し、高齢者が働きやすい労働環境を整えることが必要である。

##### (4) 新規就業先の開拓

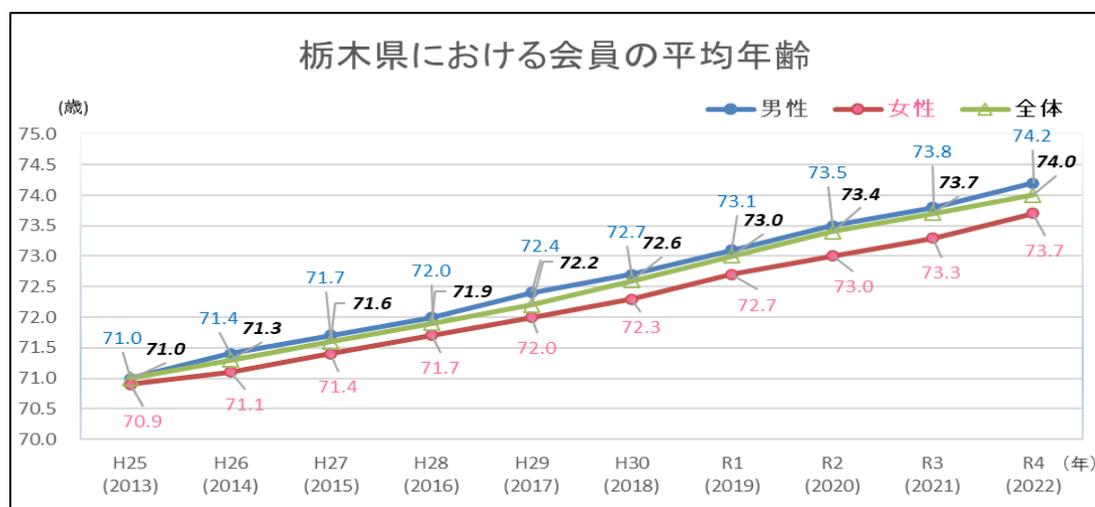
地域社会の担い手の一つとして、社会情勢や地域状況、今後のシルバー事業の発展に繋げるための就業拡大が必須である。

##### (ウ) 会員の高齢化に対応した就業機会の創出

会員の平均年齢については、今後も上昇することが予想され、加齢を理由に就業していない会員でも就業できる機会の創出が求められている。

#### イ 企業等のニーズに対応できる人材の育成

企業や自治体等に求められる多様な就業内容に応えるため、職種体験や技能習得に繋がる研修会や講習会を充実し、会員の能力向上を図ることが必要である。



### 3 安全・適正就業の徹底

#### (1) 現状

##### ア 傷害事故の重篤化

栃木県において、傷害事故件数は令和3(2021)年度以降減少しているが、重篤事故率については全国と比較すると高い傾向にある。重篤事故の主な原因は、墜落・転落・転倒で、剪定・伐採作業、清掃作業、除草作業での発生が多い。

##### イ 損害事故の増加

近年、事故防止策の不徹底や油断、過信等を要因とした損害賠償事故が増加しており、特に機械除草作業中の飛び石による物損事故が多く発生している。そのため、シルバー保険の損害賠償金の支払額は増高し、保険料の値上げにより各センターの経済的負担が大きくなっている。

##### ウ 適正就業ガイドラインに沿った業務運営

センターからの受注リストの提出や就業実態等を把握するとともに、シルバー派遣事業や職業紹介事業への切り替え、就業内容等への指導・助言を行い、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に沿った事業運営を行っている。

#### (2) 課題

##### ア 安全就業の徹底

###### (ア) 会員の安全意識の向上

就業中の重篤事故、傷害事故を防ぐため、会員一人ひとりの安全意識の向上を図り、就業途上の交通事故防止も含めた会員への安全教育の強化が必要である。

###### (イ) 会員の健康維持の推進

会員の高齢化により、長年就労経験のある会員においても身体能力の衰えから、事故に繋がる危険性が高くなることが懸念されている。近年では、感染症の流行や熱中症など健康を脅かす課題も生じていることから、会員の健康管理の徹底と、感染症や熱中症などへの安全対策が必要である。

また、雇用環境の変化に伴い会員の入会時の年齢が上昇しているため、会員の就労年数が短くなる傾向がある。そのため、会員が健康で長く活躍できるようフレイル予防等の健康支援に注力する必要がある。

###### (ウ) 安全対策の強化

事故の分析や原因究明により、再発防止策や会員への周知徹底を行い、事故ゼロを目指す必要がある。

#### 栃木県における事故の発生状況

事故(保険)の種類		H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	備考
傷 害 事 故	発生件数	87件	78件	83件	75件	64件	※ 0.1288 全国 0.0569
	(重篤事故)	(2)	(0)	(1)	(3)	(0)	
賠 償 事 故	発生件数	56件	78件	88件	68件	77件	件数/会員数 R4 0.87
	賠償金額	4,128千円	12,087千円	7,556千円	11,578千円	9,847千円	
【参考】全国	発生件数	3,202件	3,363件	3,410件	3,638件	3,753件	全国 0.55
	賠償金額	371,228千円	403,202千円	451,800千円	472,780千円	464,901千円	

※重篤事故率 = (5年間の重篤事故件数 / 5年間の会員数合計) × 1000

## イ 適正就業の徹底

法整備や制度改正に効果的かつ迅速に対応し、「シルバー人材センター適正就業ガイドライン」に基づき、請負・委任事業、派遣事業について適切な情報提供と周知を徹底する。

## 4 デジタル化の推進

### (1) 現状

#### ア デジタル環境の整備

社会全体でのデジタル化が進展する中、シルバー事業においてもデジタル化による効率的な事業展開が求められている。令和5(2023)年度においては、厚生労働省「シルバー人材センターデジタル化整備促進事業」、「シルバー会員のデジタル利用促進事業」によるデジタル化に向けた予算措置がとられている。

#### イ 高齢者のデジタル活用の現状

令和3(2021)年度から総務省の「デジタル活用支援推進事業」により、スマートフォンやタブレット端末などデジタル機器に不慣れな高齢者を支援する取組が行われているが、スマートフォンの未所持や連絡ツールとして一部機能のみを使用している高齢者も見受けられ、多くの高齢者がまだデジタル機器の操作に慣れていない。

### (2) 課題

#### ア センター業務のデジタル化

センターにおいては、会員拡大・就業開拓等の重点課題の推進はもとより、インボイス制度の導入や「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス新法）施行に伴う契約方法の変更等による就業条件明示等の義務化など新たな対応が求められ、今後ますますセンター職員の事務負担の増加が見込まれる。このため、事務の効率化・簡素化が図られるよう業務のデジタル化をさらに推進する必要がある。

#### イ 会員のデジタルリテラシーの向上

業務のデジタル化を進めるためには、会員のデジタル機器の活用が不可欠であり、会員がデジタル機器の操作に馴染むよう支援する取組が重要である。会員への個別サポートの提供や講習会の開催、会員同士のサポート体制の構築などにより、会員のデジタルリテラシーの向上に向けた効果的な支援が必要である。

### デジタル化推進に関連した施策事業

総務省「デジタル活用支援推進事業」(令和3年度予算～令和7年度予算)

厚生労働省「シルバー人材センター等デジタル化整備促進事業」(令和5年度予算～)

厚生労働省「シルバー会員のデジタル利用促進事業」(令和4年度補正予算)

厚生労働省「シルバー人材センターフリーランス新法就業環境整備促進事業」(令和5年度補正予算～)

## 5 センター運営体制の強化

### (1) 現状

#### ア センター事務局の負担増加

会員拡大及び就業開拓等の事業拡大への取組み、インボイス制度導入やフリーランス新法施行に係る契約方法の変更等の制度の改正に対応するため、センター事務の負担は増加傾向にある。

#### イ 求められるスキルの増加

シルバー事業の拡充に向け、制度・法律の変更や社会構造の変化、経済状況の影響など外部環境の変化を把握し、迅速・適切に対応するため、事務局職員に求められる知識や能力も高まっている。併せて、独自事業の創出等、事業拡大に向けた事業運営能力の向上も求められている。

### (2) 課題

#### ア センター運営体制の強化

事業拡充や法制度改正、デジタル化への対応など求められる変化に迅速・的確かつ柔軟に対応できる運営体制を整えることが必要である。

#### イ 職員のキャリアアップ

限られた職員数で、適正かつ効率的に事務処理を行う必要があるため、職員の資質や事業運営能力の向上が必要である。



センター理事長 情報交換会



職員研修

## 第5章 事業推進計画の取組

連合会では、シルバー事業の課題等を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの事業推進計画において、次の事項を重点事項として取り組む。

### 取組1 会員の拡大

#### 1 新規入会者の拡大

- ・ ホワイトカラー層や女性向け等ターゲット別の広報活動の実施
- ・ 各種広報紙や地元マスメディア等を活用した広報の充実
- ・ 各種イベントへの参加及び相談会・説明会等の開催
- ・ 入会前体験会や講習会の実施
- ・ 関係機関・関係団体（行政機関、ハローワーク、商工団体等）との連携強化
- ・ P D C Aサイクルによる目標管理の徹底
- ・ 企画広報委員会の開催

#### 2 退会者の抑制

- ・ 未就業会員を対象とした相談会の開催や個別連絡等による就業機会提供の推進
- ・ ゴールド会員制度や会費割引等の多様な会員制度運用の推進
- ・ 退会前の面談や会員への定期的なフォローアップによる退会抑制取組の推進
- ・ 永年会員表彰等の顕彰制度の活用や会員の活躍事例紹介の推進

#### 3 魅力あるセンターづくりへの支援

- ・ サークル活動の充実及び会員同士の交流や仲間づくりの推進
- ・ 地域の特性や会員ニーズに応じた就業機会の確保に繋がる独自事業の活性化推進
- ・ シルバー事業のイメージアップ強化
- ・ ホームページ、機関紙等各種広報媒体による情報発信

## 取組 2

## 就業機会の拡大

### 1 多様なニーズに対応した就業機会の開拓

- ・ 各種広報紙や地元マスメディア等を活用した広報の充実
- ・ ホワイトカラー層や女性のニーズに合った就業機会の開拓推進
- ・ 高齢者支援や子育て支援、地域課題に対応した就業機会の拡大
- ・ アンケート等による新規入会者及び退会者の就業ニーズの把握
- ・ 人手不足企業・分野への就業開拓推進
- ・ 公共団体・経済団体等に対するシルバー事業活用の働きかけ強化
- ・ 独自事業の活用など会員の高齢化等に対応した多様な就業先開拓の推進
- ・ 就業開拓推進委員会の開催

### 2 企業等のニーズに対応できる人材の育成

- ・ 知識や技能習得を目的とした多様な講習会開催等の実施
- ・ 派遣会員に対するキャリアアップ講習会等の会員向け教育訓練の実施

## 取組 3

## 安全・適正就業の徹底

### 1 安全就業の推進

- ・ 会員の安全意識向上のため安全教育の推進
- ・ 事故防止及び重篤事故撲滅に向けた安全対策の周知徹底
- ・ 事故や怪我の発生状況の集約及び再発防止への取組の推進
- ・ 安全就業研修会の開催など安全就業対策の強化
- ・ 安全就業パトロールによる安全指導の実施
- ・ 安全就業優秀センター等の表彰実施
- ・ 安全・適正就業委員会の開催
- ・ 産業医の選任及び衛生委員会の設置運営の支援

### 2 健康確保の推進

- ・ 健康づくり講習会の開催支援
- ・ フレイル予防及び健康診断受診の勧奨等による会員の健康維持の推進

### 3 適正就業ガイドラインに沿った事業運営の推進

- ・ 「適正就業ガイドライン」の周知徹底
- ・ 適正就業に関する状況把握及び改善指導
- ・ 安全適正就業委員会の開催（再掲）

## 取組 4

### デジタル化の推進

#### 1 センター業務のデジタル活用促進

- ・ 国庫補助事業を活用したセンターのデジタル環境整備の促進
- ・ シルバー事業のデジタル化に向けた情報提供の充実
- ・ WEB上での入会説明会や入会手続き、企業仕事依頼、スマートフォンを活用した会員との業務連絡などデジタル活用取組事例の紹介

#### 2 会員のデジタルリテラシーの向上

- ・ 会員向けスマートフォン・パソコン教室の開催やデジタル相談窓口の設置等による会員のデジタル機器の利用促進に向けた支援
- ・ デジタル利用促進に向けた支援・会員によるデジタル活用取組事例やデジタル化に対応した就業機会の確保等の情報提供

## 取組 5

### センター運営体制の強化

#### 1 センター運営体制の強化

- ・ 各種相談制度（弁護士・公認会計士・社会保険労務士）の活用促進
- ・ センター運営に係る指導及び相談支援
- ・ 法制度改正等に対応した研修会の開催
- ・ シルバー事業及び県内センターの情報収集及び情報提供

#### 2 センター職員のキャリアアップ支援

- ・ センター運営強化及び事業拡充に向けた職員のスキルアップ研修会の開催
- ・ センターの安定した運営及び事務効率化、職員間の情報交換等を目的とした事務担当者対象の研修会や説明会の開催

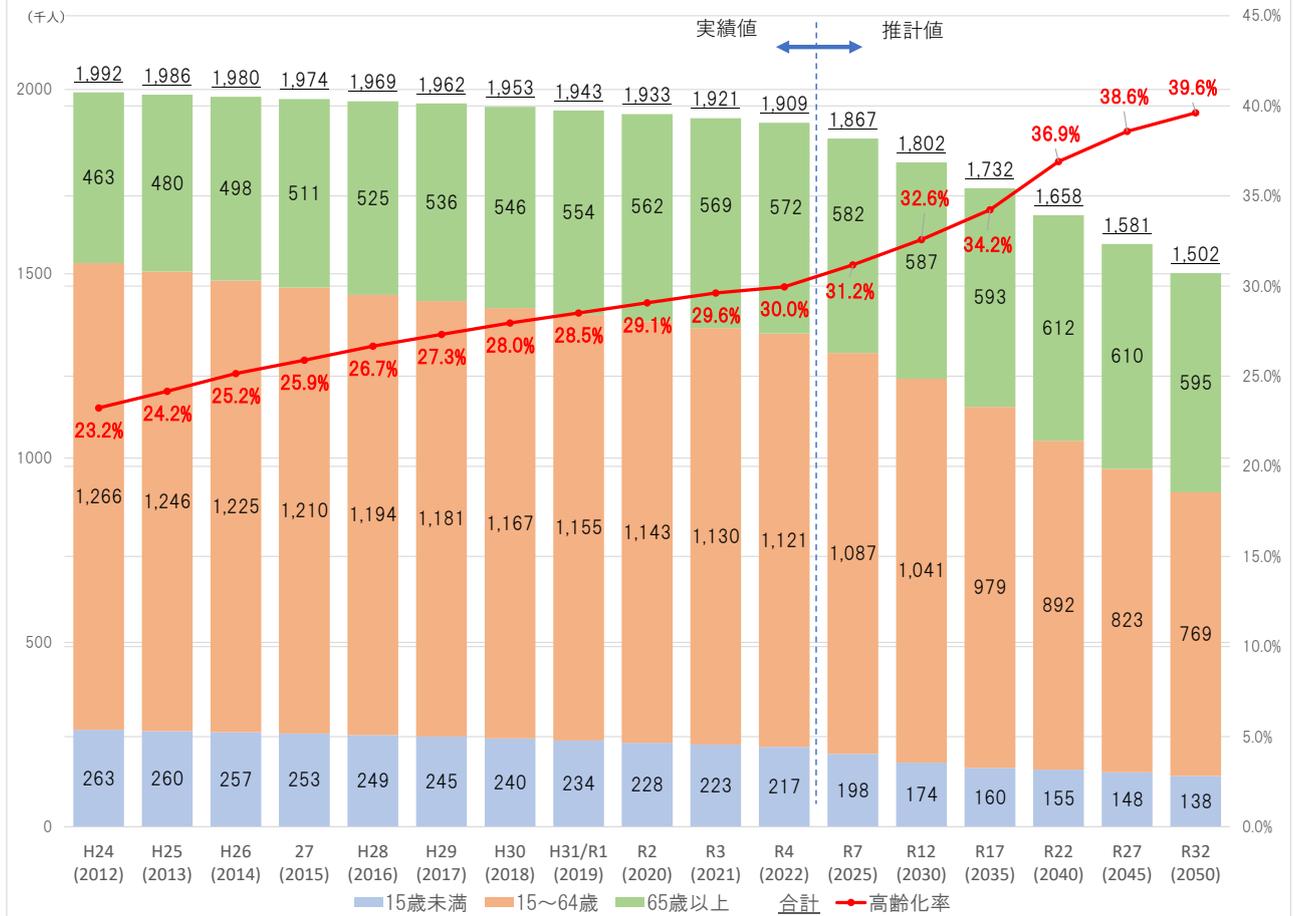
# 資料編

---

- 栃木県の人口と高齢化率の推移
- 栃木県シルバー人材センター事業実績一覧
- 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会
  - 次期計画検討委員会設置要綱
  - 次期計画検討委員会委員



## 栃木県の人口と高齢化率の推移



※高齢化率：老年人口（65歳以上人口）が全人口に占める割合  
 出典：総務省統計局「国勢調査人口推計」（平成24年～令和2年、令和3年、令和4年）  
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計」（令和7(2025)年～令和32(2050)年）  
 合計については、四捨五入により差異が生じている場合あり

## 高齢化率の推移(全国と栃木県)

(単位：千人)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H30/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	
全 国	総人口	127,515	127,298	127,083	127,095	127,042	126,919	126,749	126,555	126,146	125,502	124,947	123,262	120,116	116,639	112,837	108,801	104,686
	65歳以上	30,793	31,898	33,000	33,868	34,560	35,087	35,479	35,754	36,027	36,214	36,236	36,529	36,962	37,732	39,285	39,451	38,878
	高齢化率	24.1%	25.1%	26.0%	26.6%	27.2%	27.6%	28.0%	28.3%	28.6%	28.9%	29.0%	29.6%	30.8%	32.3%	34.8%	36.3%	37.1%
栃 木 県	総人口	1,992	1,986	1,980	1,974	1,969	1,962	1,953	1,943	1,933	1,921	1,909	1,867	1,802	1,732	1,658	1,581	1,502
	65歳以上	463	480	498	511	525	536	546	554	562	569	572	582	587	593	612	610	595
	高齢化率	23.2%	24.2%	25.2%	25.9%	26.7%	27.3%	28.0%	28.5%	29.1%	29.6%	30.0%	31.2%	32.6%	34.2%	36.9%	38.6%	39.6%

※各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)令和2(2020)年は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による。  
 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

# 1 栃木県シルバー人材センター事業実績一覧

## (1) 会員数及び平均年齢

年度	会員数							
	栃木県				合計	全国		合計
	男性		女性			男性	女性	
	人数	構成比 (%)	人数	構成比 (%)				
平成 11 年度	6,099	63.1	3,562	36.9	9,661	390,361	203,602	593,963
12 年度	6,524	63.1	3,817	36.9	10,341	422,537	219,729	642,266
13 年度	6,813	63.5	3,919	36.5	10,732	450,153	231,488	681,641
14 年度	7,098	63.9	4,010	36.1	11,108	484,241	245,197	729,438
15 年度	7,339	64.6	◆4,025	◆35.4	11,364	507,171	255,118	762,289
16 年度	7,318	64.8	3,972	35.2	11,290	513,763	258,434	772,197
17 年度	7,370	64.9	3,972	35.1	11,342	509,697	255,771	765,468
18 年度	7,284	65.3	3,874	34.7	11,158	506,322	254,725	761,047
19 年度	7,188	65.1	3,854	34.9	11,042	501,422	252,969	754,391
20 年度	7,179	65.4	3,806	34.6	10,985	509,408	254,754	764,162
21 年度	7,633	66.8	3,786	33.2	11,419	◆533,178	◆258,681	◆791,859
22 年度	◆7,700	◆67.3	3,734	32.7	◆11,434	532,340	254,566	786,906
23 年度	7,496	67.5	3,616	32.5	11,112	516,344	247,083	763,427
24 年度	7,122	67.7	3,404	32.3	10,526	503,748	240,221	743,969
25 年度	7,118	67.6	3,419	32.4	10,537	492,392	236,814	729,206
26 年度	6,912	67.6	3,310	32.4	10,222	485,182	236,530	721,712
27 年度	6,868	67.6	3,293	32.4	10,161	483,470	237,478	720,948
28 年度	6,799	67.9	3,207	32.1	10,006	481,247	237,128	718,375
29 年度	6,740	68.2	3,142	31.8	9,882	476,676	237,070	713,746
30 年度	6,662	68.4	3,077	31.6	9,739	475,120	238,520	713,640
令和元年度	6,637	68.7	3,019	31.3	9,656	473,938	241,620	715,558
2 年度	6,348	68.6	2,906	31.4	9,254	462,179	236,240	698,419
3 年度	6,232	68.4	2,884	31.6	9,116	453,074	233,577	686,651
4 年度	6,048	68.6	2,766	31.4	8,814	447,018	234,721	681,739

◆：最高値

平均年齢（歳）								
栃木県			全国			全国との差		
男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体
69.5	68.2	69.0	69.8	67.8	69.1	0.3	▲ 0.4	0.1
69.3	67.8	68.7	68.9	67.4	68.3	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.4
69.3	68.0	68.9	69.2	67.9	68.8	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
69.4	68.3	68.9	69.2	67.9	68.7	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2
69.2	68.4	68.9	69.2	68.0	68.8	0.0	▲ 0.4	▲ 0.1
69.4	68.6	69.2	69.4	68.2	69.0	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2
69.6	68.8	69.3	69.6	68.4	69.2	0.0	▲ 0.4	▲ 0.1
69.9	69.1	69.6	69.9	68.8	69.5	0.0	▲ 0.3	▲ 0.1
70.2	69.4	69.9	70.2	69.1	69.8	0.0	▲ 0.3	▲ 0.1
70.4	69.8	70.2	70.4	69.4	70.1	0.0	▲ 0.4	▲ 0.1
70.2	69.9	70.1	70.4	69.7	70.2	0.2	▲ 0.2	0.1
70.4	70.1	70.3	70.5	69.9	70.3	0.1	▲ 0.2	0.0
70.5	70.4	70.5	70.8	70.2	70.6	0.3	▲ 0.2	0.1
70.8	70.6	70.7	71.0	70.5	70.9	0.2	▲ 0.1	0.2
71.0	70.9	71.0	71.3	70.8	71.2	0.3	▲ 0.1	0.2
71.4	71.1	71.3	71.7	71.1	71.5	0.3	▲ 0.0	0.2
71.7	71.4	71.6	72.0	71.4	71.8	0.3	0.0	0.2
72.0	71.1	71.9	72.4	71.8	72.2	0.4	0.7	0.3
72.4	72.0	72.2	72.8	72.2	72.6	0.4	0.2	0.4
72.7	72.3	72.6	73.3	72.6	73.0	0.6	0.3	0.4
73.1	72.7	73.0	73.7	73.0	73.4	0.6	0.3	0.4
73.5	73.0	73.4	74.1	73.4	73.8	0.6	0.4	0.4
73.8	73.3	73.7	74.4	73.7	74.1	0.6	0.4	0.4
74.2	73.7	74.0	74.2	73.7	74.0	0.0	0.0	0.0

(2) 受注件数及び契約金額

年度	栃木県							
	請負・委任		派遣		合計		契約全体の派遣比率	
	受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額
平成 11 年度	44,036	3,615,486	—	—	44,036	3,615,486	—	—
12 年度	47,211	4,046,744	—	—	47,211	4,046,744	—	—
13 年度	50,972	4,264,056	—	—	50,972	4,264,056	—	—
14 年度	53,135	4,459,992	—	—	53,135	4,459,992	—	—
15 年度	56,402	4,796,233	—	—	56,402	4,796,233	—	—
16 年度	58,638	5,025,124	—	—	58,638	5,025,124	—	—
17 年度	59,890	5,174,005	—	—	59,890	5,174,005	—	—
18 年度	64,145	5,403,250	—	—	64,145	5,403,250	—	—
19 年度	63,572	◆ 5,549,714	—	—	63,572	◆ 5,549,714	—	—
20 年度	64,264	5,356,214	—	—	64,264	5,356,214	—	—
21 年度	60,272	5,068,582	58	38,178	60,272	5,106,760	0.1%	0.7%
22 年度	64,264	5,096,954	80	65,272	64,264	5,162,226	0.1%	1.3%
23 年度	64,657	5,008,224	94	89,385	64,657	5,097,609	0.1%	1.8%
24 年度	66,115	4,810,775	137	160,843	66,115	4,971,618	0.2%	3.2%
25 年度	◆ 68,637	4,872,886	146	167,722	◆ 68,637	5,040,608	0.2%	3.3%
26 年度	65,449	4,888,638	221	218,508	65,449	5,107,146	0.3%	4.3%
27 年度	63,407	4,737,221	321	281,021	63,407	5,018,242	0.5%	5.6%
28 年度	62,232	4,695,124	392	381,592	62,232	5,076,716	0.6%	7.5%
29 年度	63,152	4,634,468	560	476,848	63,152	5,111,316	0.9%	9.3%
30 年度	61,964	4,671,955	616	521,473	61,964	5,193,428	1.0%	10.0%
令和元年度	59,399	4,507,609	◆ 712	◆ 583,668	59,399	5,091,277	1.2%	11.5%
2 年度	57,209	4,187,198	695	561,660	57,209	4,748,858	1.2%	11.8%
3 年度	55,654	4,155,130	679	572,614	55,654	4,727,744	1.2%	12.1%
4 年度	54,907	4,205,931	665	571,121	54,907	4,777,052	1.2%	12.0%

◆ : 最高値

全国							
請負・委任		派遣		合計		契約全体の派遣比率	
受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額 (千円)	受注件数	契約金額
2,284,092	216,948,488	—	—	2,284,092	216,948,488	—	—
2,508,517	243,472,067	—	—	2,508,517	243,472,067	—	—
2,697,549	257,737,499	—	—	2,697,549	257,737,499	—	—
2,884,099	273,951,249	—	—	2,884,099	273,951,249	—	—
3,081,939	291,626,359	—	—	3,081,939	291,626,359	—	—
3,283,102	306,733,498	—	—	3,283,102	306,733,498	—	—
3,343,793	316,752,081	—	—	3,343,793	316,752,081	—	—
3,403,376	323,895,404	—	—	3,403,376	323,895,404	—	—
3,418,281	326,374,740	—	—	3,418,281	326,374,740	—	—
3,412,906	319,767,740	—	—	3,412,906	319,767,740	—	—
3,372,999	303,556,920	4,191	3,412,657	3,377,190	306,969,577	0.1%	1.1%
3,454,569	303,124,778	4,180	3,508,651	3,458,749	306,633,429	0.1%	1.1%
3,482,749	298,816,679	4,960	4,421,656	3,487,709	303,238,335	0.1%	1.5%
3,536,181	292,222,377	7,760	6,005,543	3,543,941	298,227,920	0.2%	2.0%
3,591,477	290,244,110	9,244	7,646,608	3,600,721	297,890,718	0.3%	2.6%
3,590,792	295,424,069	12,152	9,553,785	3,602,944	304,977,854	0.3%	3.1%
3,542,892	293,676,417	20,723	14,829,538	3,563,615	308,505,955	0.6%	4.8%
3,512,605	291,316,628	29,059	22,339,922	3,541,664	313,656,550	0.8%	7.1%
3,471,641	287,002,822	39,916	29,589,857	3,511,557	316,592,679	1.1%	9.3%
3,381,900	282,305,270	48,175	36,205,868	3,430,075	318,511,138	1.4%	11.4%
3,286,168	279,011,575	55,789	42,492,690	3,341,957	321,504,265	1.7%	13.2%
3,057,847	260,953,382	51,574	42,685,953	3,109,421	303,639,335	1.7%	14.1%
3,031,408	260,545,998	53,636	44,927,815	3,085,044	305,473,813	1.7%	14.7%
2,979,489	262,976,425	57,342	47,978,258	3,036,831	310,954,683	1.9%	15.4%

# 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会 次期計画検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）における令和6年度以降の事業推進の方向性を示す次期計画の検討を行うため、連合会次期計画検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## (委員の構成)

第2条 委員会は、別表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 委員は、連合会理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、連合会事務局長がこれにあたる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長は、必要に応じて副委員長を指名することができる。

## (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

## (委員会の開催)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 委員会の運営は、委員長があたる。
- 3 委員長は、必要に応じ、検討事項に関係のある者に委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

## (報告)

第5条 委員長は、委員会の検討結果を連合会理事長へ報告する。

## (委員会事務局)

第6条 委員会の庶務は、連合会事務局が行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和5年4月18日から実施する。

公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会  
次期計画検討委員会委員

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名
宇都宮市シルバー人材センター	専務理事兼 事務局長	橋 本 敦 生
小山市シルバー人材センター	事務局長兼 総務係長	加 藤 賢 一
益子町シルバー人材センター	常務理事兼 事務局長	日 賀 野 ト ミ 子
野木町シルバー人材センター	常務理事兼 事務局長	横 塚 清 次
塩谷町シルバー人材センター	常務理事兼 事務局長	蓼 沼 稔
高根沢町シルバー人材センター	常務理事兼 事務局長	関 川 正 男
栃木県シルバー人材センター連合会	常務理事兼 事務局長	松 村 誠